

## 大地震発生時の基本対応

### 1. 基本的な考え方

- (1) 東日本大震災時の教訓を基に、登下校時に大地震が発生した時の本校の基本対応を策定した。
- (2) 地震に対する基本的な対応は、児童・保護者・職員の生命等の安全を第一に考える。
- (3) 対応に迷った場合は、より安全な対応を行う。(下表では【震度5以上】の対応)
- (4) 登下校中の児童を学校に避難させる目安として、震度5以上を基本とする。  
(昭和町地域防災計画により、西条小学校は校庭が避難地に、体育館が避難所に指定されている)

### 2. 登校～下校時の「児童」「保護者」「学校」の対応

**※「震度5」以上の地震が発生した場合は児童の引き取りをお願いします**

「震度5」とは、「物につかまらなると歩くことが難しい」「固定していない家具が倒れる」「補強されていないブロック塀が崩れる」など

	震度 4	震度 5 以上
在宅時 (登校前)	<b>【児童】</b> ○自宅待機する <b>【児童】【保護者】</b> ○安全を確認しながら保護者が付き添い登校する <b>【学校】</b> ○職員は通学路を点検する	<b>【児童】</b> ○連絡があるまで自宅で待機する <b>【児童】【保護者】</b> ○被災状況により、「昭和町地域防災計画」による集合地並びに避難地に避難する <b>【学校】</b> ○職員は通学路を点検する(被災状況により不可)
登校中	<b>【児童】</b> ○安全な場所に避難・待機する <b>【保護者】</b> ○通学路を歩いて学校へ向かい、待機した児童とともに登校する <b>【学校】</b> ○職員は通学路を歩いて各地区へ向かい、登校班の確認を行う ○状況により保護者と連携して登校班を学校に引率する	<b>【児童】</b> ○安全な場所に避難・待機する <b>【保護者】</b> ○通学路を歩いて学校へ向かい、待機した登校班の児童とともに学校に避難する <b>【学校】</b> ○職員は通学路を歩いて各地区へ向かい、登校班の確認を行う ○状況により保護者と連携して登校班を学校に引率する。 学校で児童を確認後、 <u>保護者等に児童を引き渡す</u>
在校時	<b>【学校】</b> ○本校の防災計画に従って避難する ○校舎等に異常がない場合は授業を再開する ○道路状況等を確認後、職員引率により集団下校する(15:00頃)	<b>【学校】</b> ○本校の防災計画に従って避難する ○保護者等が引き取りに来るまで児童は学校で待機する ○ <u>保護者等に児童を引き渡す</u> <b>【保護者等】</b> ○児童を引き取りに行く
下校中	<b>【児童】</b> ○安全な場所に避難・待機する <b>【保護者】</b> ○必要に応じて通学路を歩いて学校へ向かい、児童とともに帰宅する <b>【学校】</b> ○職員は通学路を歩いて各地区へ向かい、児童の安全確認を行い帰宅させる	<b>【児童】</b> ○安全な場所に避難・待機する <b>【保護者】</b> ○子が帰宅していない保護者は、通学路を歩いて学校へ向かい、待機した児童とともに学校に避難する <b>【学校】</b> ○職員は通学路を歩いて各地区へ向かい、待機した児童を引率して学校に避難する ○ <u>保護者等に引き渡す(被災状況による)</u>

#### 【旗振り当番の保護者の方へ】

○旗振り当番者は、登校班児童を建物等倒壊の恐れがない広く安全な場所に誘導し、そこで待機するよう指示して下さい。その後、旗振り場所で他の児童が来るのを待ち、順次安全な場所に誘導して下さい

※通学路で避難・待機できる安全な避難場所を確認しておいてください。